

[育成環境課關係]

1. 平成23年度子ども手当について

(別冊参照)

2. 放課後児童対策について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成22年度においては、放課後児童クラブが19,946か所（平成22年5月現在）、放課後子ども教室が9,280か所（平成22年度予定）の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年860か所増の5,300か所（平成22年5月現在）となっており、年々増加しているところである。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、「安心こども基金」の地域子育て創生事業に、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでいる。また、平成23年度予算案においても、プランの着実な推進を図るために必要な運営費等の経費を計上したところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定したところである。

本ビジョンの目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げを基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を平成26年度までに111万人（小学1～3年生の3人に1人（サービス提供割合32%））とすることを目指し、取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成22年5月現在で約8千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各自治体におかれては、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

(3) 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本制度ワーキングチーム」において、放課後児童クラブのサービスが必要な子どもに対するサービス保障の強化を図る観点から、制度のあり方について検討しているところであるのでご了解願いたい。

(4) 放課後児童クラブの国庫補助について

平成23年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡大に必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、「小1の壁」の解消に向け、保育サービス利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増（24,872か所→25,591か所）や開設時間の延長促進のための加算額の増を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各自治体におかれては、開設時間など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。

また、ハード面（整備費）については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費や大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費について、必要な所数を計上したところである。

なお、「安心子ども基金」に、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援、放課後児童指導員の資質向上を図るための支援（以上、地域子育て創生事業）及び小学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を盛り込んでいるところであるので、各自治体におかれては積極的な活用をお願いしたい。

(5) 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用を図っていただくようお願いする。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の児童や特別な支援を必要とする児童（障害児等）の積極的な受入れや、ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いする。

(6) 放課後児童クラブにおける安全確保等について

放課後児童クラブにおける安全確保については、平成22年3月の通知により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いし、平成22年10月に半年間の報告状況を公表したところである。引き続き、報告についてご協力をお願いするとともに、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

また、毎年ご協力いただいている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査については来年度も実施する予定であるので、引き続き本調査へのご協力をお願いしたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成23年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の国庫補助については、平成23年1月26日付け雇児育発第0126第1号育成環境課長通知「平成23年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」により、平成23年度整備計画協議書の提出をお願いしたところであるので、管内市町村にも当該整備費の積極的な活用について改めて周知いただき、3月1日(火)までの協議書の提出をお願いしたい。

なお、平成23年度の協議書については、作成事務の簡素化等を図る観点から、協議施設の関連施設の種別の削減等の見直しを行っているところである。(関連資料1参照)

また、平成23年度の国庫補助基準単価については、平成22年度と同額であり、交付要綱の改正は予定していないので、ご了解いただきたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・発達を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動の推進、④母親クラブなどの地域活動の支援、などを基本的機能として実施されているところである。

また、当該施設は、専門性を有した職員(児童の遊びを指導する者)が配置され、乳幼児から中高生まで地域のすべての児童を連続的に支援していくことができる施設であるので、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成22年3月に報告された「児童館の活性化に関する調査研究((財)こども未来財団)」等を踏まえ、平成23年2月7日に育成環境課において「児童館ガイドライン検討委員会」を立ち上げ、国としての「児童館ガイドライン」の作成に向け、検討を始めたところである。児童館において、遊びを通しての子ども達の発達促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう取組を進めてまいりたい。

② 地方分権改革推進計画について

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を受けて、閣議決定された地方分権改革推進計画においては、児童館の最低基準は条例で都道府県等(都道府県、政令指定都市)が定めることとし、その際、児童福祉施設最低基準に第38条に定める児童館の職員(児童の遊びを指導する者)については、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、同第37条、第39条、第40条に定める集会室、遊戯室、図書室等の設備の基準などについては、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。これに伴う所要の法律案について、平成22年通常国会に提出され、現在継

続審議中である。各地方自治体においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定め、引き続き児童厚生施設の機能・役割が確保されるよう、適切な措置を講じていただくこととなるので、留意されたい。

4. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

平成22年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、228,550人（うち主任児童委員21,098人）の方の委嘱がなされたところであり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

全国的には、改選前を上回る委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、適任者の確保について一層のご努力を御願います。

また、各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動を円滑に行うには、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であるので、必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。（関連資料2参照）

なお、児童委員、主任児童委員の活動の一助にさせていただくため、児童委員・主任児童委員自己紹介用名刺型リーフレットを一斉改選に合わせて、児童委員に配布したところであるが、本リーフレットについては、厚生労働省のホームページ（「行政分野ごとの情報」の“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童委員・主任児童委員”）からも、ダウンロードが可能となっているため、必要に応じ、自治体において増刷していただく等活用いただきたい。

これまで、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業等を、「地域子育て環境づくり支援事業」において、助成してきたところであるが、23年度からは「子育て支援交付金」により助成を行うこととしたので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、平成22年9月に文部科学省とともに、各都道府県等の教育委員会、家庭教育担当部局、児童福祉担当部局に対し、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」という連名通知を发出し、学校における生徒指導や家庭教育支援、児童の健全育成に積極的な相互連携を図り、一層の充実を御願したところである。各自治体においては、教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 地方分権改革について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、児童委員の研修に関する計画の作成義務（児童福祉法第18条の2関係）に係る規定を廃止する方向で、現在所要の法改正を検討しているところである。

5. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、23年度からは「子育て支援交付金」により母親クラブ等の活動費の助成を行うこととしたため、本交付金の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

6. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成22年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。5,613作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成23年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成23年度児童福祉週間標語》

おいでおいでみんなと一緒に遊ぼうよ

おおせ みのり
(大瀬 美乃里さん 11歳 長崎県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところである。本年も各自治体における児童福祉週間に関連した取組をまとめることとしているので、貴管内市区町村の取組みについて、幅広くご報告願いたい。

7. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。厚生労働省ホームページ（「行政分野ごとの情報」の“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童福祉文化財”）には最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、児童福祉文化財の普及に御協力を御願いたい。

なお、子どもや子育て中の親子が集まる機会の多い保育所や児童館、図書館、地域子育て拠点、乳幼児健診の場等で活用していただくため、児童福祉文化財啓発ポスターを作成・配布しているところであるが、22年度は、文部科学省にも協力いただき、小学校、中学校にも配布したところである。本ポスターは厚生労働省のホームページからも、ダウンロードできるので、活用いただきたい。（関連資料3参照）

8. (財) こども未来財団の事業について

(財) こども未来財団の実施する「子育て支援サービス事業費等」については、平成22年10月の行政刷新会議「事業仕分け」において、「子育てと仕事の両立という本来の目的に合致する施策に厳しく絞り込む」との指摘がなされたところである。

この結果を踏まえ、「子育て支援サービス事業費等」については、すべての子育て家庭への支援に関する予算を見直し・圧縮を図るとともに、放課後児童クラブなどの両立支援に資する事業に対して予算を重点的に配分し、平成23年度予算案へ反映したところである。

小規模放課後児童クラブに対する助成等、引き続き、(財) こども未来財団による助成事業等の関係者への周知・活用をお願いする。（関連資料4参照）

